

平成23年3月14日

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた弊社ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

このたびの災害により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

損害保険のご契約者への特別措置について

このたびの災害の影響により、弊社では被害を受けられたご契約者の方々に、下記の特別措置を実施させて頂くこととなりました。これらの措置の適用をご希望の方は、弊社代理店・扱者または弊社営業課支社までお申し出下さい。

1. 契約の更新手続きについて

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関して、被害を受けられた日から、2ヵ月以内に満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、被害を受けられた日から2ヵ月以内に手続きをおとり下されば、契約が更新されたものとしてお取り扱いさせて頂きます。（各種積立保険に関しましても同様のお取り扱いとさせて頂きます。）

2. 保険料の払込について

火災保険・自動車保険（自賠責を除く）・新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関して、被害を受けられた日から、2ヵ月以内にお支払い頂くべき既存契約または更新契約の保険料につきましては、被害を受けられた日から2ヵ月を限度にその払込を延期することができます。（各種積立保険に関しましても同様のお取り扱いとさせて頂きます。）

3. 積立保険等固有の特例について

(1) 積立保険の契約者貸付・解約について

各種積立保険、損保年金に関しましては、契約者貸付制度の適用利率、ご契約を解約または一部解約される場合の解約返れい金の計算について、特例措置を設けております。

(2) 超保険の積立口座の解約について

超保険の積立口座を解約または一部解約される場合の解約返れい金の計算について、特例措置を設けております。

4. 自賠責保険の特例について

(1) 失効の取扱い

このたびの災害により当該自動車が罹災したために使用不能となり、かつご契約者の方または被保険者の方の故意または重大な過失によらないことが明らかな場合は、日割りによって計算した未経過期間に対する保険料（営業保険料の日割り）を返還します。

(2) 必要書類

- ①罹災地域の各市区町村長の交付する罹災届出受理証明またはこれが交付されない場合は、保険契約者の自認書または第三者の目撃証明
- ②抹消登録証明書等の解約確認書類
- ③自賠責証明書本紙
- ④承認請求書
- ⑤契約者ご本人確認書類（ご本人口座振込みの場合は不要です。）

(3) 解約起算日

罹災日の翌日

※ 本件に関するお問い合わせは、弊社代理店・扱者または弊社営業課支社までお寄せ下さい。

東京海上日動火災保険株式会社

（担当支社） 東京中央支店 丸の内支社

担当：守隨（しゅずい）、上西、森井

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-3-1 東京銀行協会ビル8階

TEL : 03-3215-5048

FAX : 03-3215-5725

E-mail : shuzui@tmnf.jp